

(別紙)

審査庁 遠野市長

諮問番号 令和2年度諮問第1号

答申番号 令和2年度答申第1号

答 申 書

1 審査会の結論

本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

また、法第46条第2項第2号の規定により、審査庁は、裁決に併せ、本件申請を許可とする旨の言及をすべきであるが、審査請求人が太陽光発電施設を設置予定としている土地（以下「事業予定地」という。）周辺は、災害の発生しやすい地域であることを否定できるものではないことから、事業予定地周辺の住民等の生命及び財産を守るため、本件申請を許可するに当たっては、防災上の懸念の解消に向け、協議を尽くした上で許可とすべきである。

2 事案の概要

審査請求人は、事業予定地における太陽光発電施設の整備（放流管の埋設）に関わって、遠野市里道水路管理条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定される水路を使用する必要があるため、条例第5条及び遠野市里道水路管理条例施行規則（以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、令和2年3月13日付けで里道水路使用等許可申請を行った。処分庁は、当該申請に対し、事業予定地の下部地域が災害の発生しやすい地域であり、大雨時の災害発生及び大雨時以外における土砂災害の発生が懸念される地域であることから、条例第1条及び第3条の規定の趣旨にのっとり、令和2年6月18日付けで令和2年度里道水路使用等不許可通知書に係る処分（以下「原処分」という。）を行った。

審査請求人は、原処分に係る処分庁の判断過程には過誤があり、原処分には、裁量権の逸脱又は濫用及び信義則違反がみられるため、原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

3 前提となる事実等

(1) 本件に係る法令等の規定について

ア 条例第1条の規定では本条例の趣旨を、第3条では里道及び水路の維持について規定されている。また、第5条第1項の規定では、里道等の敷地若しくはその上空、地下、流水又は水面を使用する等の行為をしようとする者は、市長の許可又は承認（以下「許可等」という。）を受けなければならない旨規定されている。

イ 規則第2条の規定では、条例第5条第1項の規定による行為の許可等を受けようとする者は、使用にあつては里道水路使用等許可申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない旨規定されている。

(ア) 位置図

(イ) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の規定による地図の写し

- (ウ) 現況写真
- (エ) 実測平面図
- (オ) 実測横断面図
- (カ) 実測縦断面図
- (キ) 敷地若しくはその上空、地下又は水面を使用する場合にあっては、面積計算書及び丈量図
- (ク) 施設、工作物等を新設し、改築し、又は除去する場合にあっては、当該工作物の設計図（除去の場合にあっては、構造図）及び工事の施行方法を記載した書類
- (ケ) 水路の流水の方向、流量等を変更する場合にあっては、流量計算書
- (コ) 土木、竹木その他の産出物を採取する場合にあっては、採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書類
- (ク) 当該申請に係る行為に関して他の行政庁の許可、認可その他の処分を必要とする場合にあっては、これらの処分を受けていることを証する書類
- (シ) 当該申請に係る里道及び水路についての利害関係人の同意書
- (ス) そのほか、市長が必要であると認める書類

ウ 遠野市行政手続条例（平成17年遠野市条例22号。以下「手続条例」という。）第37条の規定では、届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする旨規定されている。

エ 森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の2第1項の規定に基づき定められた岩手県林地開発許可制度実施要綱（平成10年森第1411号。以下「実施要綱」という。）第3条第1項の規定では、許可の申請に当たっては、あらかじめ申請予定地を地域森林計画図に投影させた図面を持参の上、事前に知事等に相談し、その指導を受けるものとする旨規定されている。また、第2項の規定では、申請者は、省令及び施行細則に定めるもののほか、林地開発許可申請書類作成基準及び林地開発許可技術基準（以下「技術基準」という。）に基づき申請書類を作成し、知事等に提出するものとする旨規定されている。

4 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人

ア 処分庁遠野市長が原処分を行うに当たり、その判断の過程には過誤があるため、遠野市長の行った原処分には、裁量権の逸脱又は乱用があると言わざるを得ない。

イ 裁量統制審査においては、①判断過程、②判断の過誤、③目的違反・動機違反、④信義則違反等が問題になり得る。

(ア) 判断過程については、①考慮すべき事項を考慮しなかったこと、②考慮すべきでない事項を考慮したこと、③過大に評価すべきでない事項を過重に評価したこと（東京高裁昭和48年7月13日）等が処分の違法性に関する考慮事項となる。

(イ) 審査請求人の予定している開発行為は、技術基準に基づき、排水施設、洪水調整池等を整備するものである。排水施設等を整備することで、洪水流量は設置前に比べ、4ha（事業予定地の面積）分減少し、従前より安全性が高まる結果が考慮されていない。

(ウ) 事業予定地下流域は従前から頻繁に溢水しているところであり、行政の対応不備であると言える。排水施設を整備することで、事業予定地下流には一定量以上の水が流れる状態にはなり得ず、考慮すべきでない事項を考慮していると言わざるを得ない。

(エ) 災害発生という観点においては、審査請求人の予定している開発行為により安全性が向上するにも関わらず、遠野市は当該行為により危険な状態になると判断していることについては、可能性の議論に偏重しており、過大に評価すべきでない事項を過重に評価していると言わざるを得ない。

(オ) 開発行為により安全性が向上するにも関わらず、災害発生の懸念を理由として原処分を行ったことについては、信義則上の問題があると言わざるを得ない。

ウ 審査請求人の予定している開発行為は、技術基準に基づき計画されたものであり、原処分は、技術基準を否定するものでしかない。災害を発生させず、林地開発行為を可能とする基準があれば示してほしい。

エ 事業予定地内の土壌の浸食防止対策については、植生マットの施工、播種等を予定している。この点についても懸念事項があるとするならば、具体的な指導をお願いしたい。

オ 以上のことから、原処分の判断過程には過誤があるため、遠野市長の行った原処分には、裁量権の逸脱又は濫用があり、かつ、信義則違反がみられることから、原処分の取消しを求め、審査請求を行った、というものである。

(2) 諮問に係る審査庁の判断

ア 処分庁は、原処分の実施に関わり、次の懸念事項があるため、原処分を行った旨主張している。

(ア) 事業予定地における大雨時における災害発生、大雨時以外でも土砂災害の発生が懸念される。

a 排水施設を設置しようとしている青線は、土砂流出防備保安林の指定及び治山ダム の設置対応が行われているにも関わらず、土砂流出等が発生している地域の上部に位置している。この青線の現況は、事業地外からの流水による洗堀で、青線の周囲に生育する樹木の根が露出している等の強い負荷を受けている状況にある。

b 岩手県及び遠野市に関する気象庁の雨量データを確認すると、近年降雨量は増加傾向にあり、その中で開発行為を行うことは、青線により負荷をかけることにつながり、災害が発生するおそれが高くなる。

(イ) 審査請求人が主張する原処分の考慮不十分について、そもそも洪水調整池とは、開発行為の実施に伴い、地盤の保水能力が弱まることから、河川に一気に事業地及び周囲の雨水等が流れ込まないように、雨水等を一時的に貯水する池のことを言う。つまり、災害の発生を防ぐため整備するものであり、現状よりも安全性を高めるために整備されるものではない。

a 審査請求人から提出された洪水調整池容量（必要調整容量）を確認すると現況の森林では、降雨の一部が地下浸透し、事業地に降った雨の水量の55%が河川流量となる計算であるが、太陽光パネルを設置した箇所及び造成後に裸地となる箇所は、95%の降雨が調整池に集水され、事業地全体でみると降雨量の85%が河川流量となる計算となっている。これは、従前に比べ、開発行為後の方が地下浸透せず、事業地の表面流量が増加する計算となることを示し、審査請求人が主張する「安全性が高くなる」と

は、相反するものである。

- b 洪水調整池の整備により、非降雨時にも常に一定量が貯水されるため、災害が発生した場合、災害が拡大化、甚大化する可能性が高くなる。この状況で災害が発生すると、下流域の住宅に影響を及ぼすことになるため、洪水調整池の整備による災害の拡大化、甚大化への影響を懸念している。
 - c 処分庁としては、当該開発行為に伴う洪水調整池、排水施設等の整備により災害が発生するおそれが高まると考えており、考慮不届には当たらない。
- (ウ) 考慮すべきでない事項を考慮しているという主張に関わり、審査請求人は、事業予定地下流域において、現在も溢水している状態にあることは行政の対応不備であり、現状よりも放流量が増加する状態にはならないとしている。
- a 洪水調整池から青線に放流しようとしている箇所の現況を確認したところ、開発行為の有無に関わらず、青線には水が流入している状況並びに青線の周囲に生育する樹木の根及び石の露出がみられることから、青線では雨水等の洗堀が起きていることを確認できる。
 - b 現況では、事業予定地から水が青線に流入している形跡はみられず、事業予定地に降った雨は、地下浸透等により事業地外に流出していると考えられ、現状における青線は事業地外からの流水による洗堀によって負荷を受けていると言える。
 - c 開発行為により、これまで地下浸透していた雨水が表面化し、これが洪水調整池に貯水され、及び排水されることになることから、青線への放流量は、現状よりも増加すると考えられる。
 - d 審査請求人が提出した技術基準及び洪水調整池の設計資料を基に、令和元年台風19号（時間雨量9mm）及び平成28年の当市における1時間あたりの最大降雨量（時間雨量47mm）が事業地に降ったと仮定し、青線への排水量を計算すると、従前より開発行為実施後の方が青線に多く排水することになる計算結果であった。
 - e 排水管の径が限定されており、現状よりも放流量が増加することはないと述べている審査請求人の主張には事実の誤認があり、必要な判断過程を踏み、処分を行っている。
 - f 事業予定地下流の管理については、条例第3条の規定において、「住民の協力を得て、里道等を常に良好な状態に維持し、里道等の適正な利用を図るよう努めなければならない。」ということの規定しており、住民の協力を得ながら適正に管理をしているところである。県内他市町村においても同様の取扱いをしていることを確認している。
- (エ) 過大に評価すべきでない事項を過重に評価していると主張することについて、審査請求人は、開発行為を行うことで災害の発生するおそれが低くなるため、処分庁が主張する災害発生のおそれについては、過重に評価しているものであると主張しているが、処分庁として評価すべき事項を精査した上で処分を実施している。
- a 調整池等設備は、岩手県雨量統計解析書（平成27年4月）の確率降雨強度に基づき設計されている。気象庁の雨量データによると遠野市内の雨量は増加傾向にあり、岩手県内で甚大な被害を及ぼした平成28年台風10号及び令和元年台風19号を例とすると、想定外とされる災害の発生頻度も増加傾向にあると考えられる。

- b 岩手県が作成した最大時間雨量と台風による災害復旧工事認定をした区域を示した雨量線図によると、事業予定地の間際まで災害復旧工事の認定となる規模の降雨が確認されていることから、事業予定地に再び同規模の雨が降るおそれは高いため、併せて災害の発生するおそれも極めて高いことが分かる。
- c 事業予定地下流域は、災害の起きやすい地域であることから、土砂流出防備保安林の指定及び治山ダムの設置等の対策が講じられている。対策が講じられている現状ではあるが、直近においても令和2年7月12日の降雨（大雨警報発令時）で、道路が崩れる、青線の末端箇所で、柵から溢水し、道路に雨水があふれ出すといった被害が発生している状況であり、事業予定地周辺の地域は、災害の発生しやすい地域であることを示している。
- d 事業予定地及びその周辺地域に降る雨水は、調整池に貯水されることになるため、調整池に貯水された雨水は、長時間青線に対し排水されることになり、長期的な負荷がかかると見込まれる。実際に多くの被害を発生させた令和元年台風19号（時間雨量95mm）及び平成28年に遠野市で観測された1時間当たりの最大降雨量（時間雨量47mm）を基に排水量を計算すると、令和元年台風19号に類似する降雨があった場合、降り始め1時間では、調整池開発後の方が調整池を整備した分排水量が抑えられると見込まれるが、同量の雨が2時間以上降った場合は、調整池整備後の方が事業地から多く排水されることが分かる。また、開発行為により事業予定地内の流出係数は、0.55から0.85に増加することになる。これは、開発行為によって、これまで地下浸透していた雨水が表面化することを示しており、この表面化した雨水が洪水調整池に貯水された後、青線に排水されることになることから、従前より青線に流れる流量は増加することになる。したがって、現状既に災害が発生している中で、この開発行為を行うことは、排水量の増加により更に青線に負荷をかけることになることから、甚大な災害の発生を懸念するのである。
- e 事業地は急峻な斜面（斜度12～30%）であり、かつ、水路は屈曲させて設置することとなっていることから、水路から雨水が越水しないように柵を設置する対策を講じることとなっているが、農林水産省が定める土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「水路工」によると、コンクリート二次製品水路（柵きよを除く）の最大許容流速は3m/sとされ、やむを得ずこの流速の限界を超えて流下させる場合には、水路の安全を確保する必要から水路は直線とし、適切な余裕高や浸食防止、飛散・沈砂対策その他水理構造上の必要な対策について検討しなければならないとされている。当市では、急峻な傾斜地に水路を設置する場合、雨水が水路外に越水しないよう、傾斜に合わせて落差工等の工法により流速を低下させる対策を講じているが、当該開発行為の設計では、そのような対策が取られていない。当該設計では、水路から雨水が越水することが想定され、その雨水が事業地内の土壌を侵食し、濁水となって調整池に流れ込み、土砂を含んだ濁水が調整池から排水されることで、下流の青線に負荷をかけることになるため、甚大な災害の発生が懸念されるのである。
- f 以上により、開発行為の実施に伴い、青線により負荷をかけることになるため、甚大な災害の発生を懸念している。なお、条例第4条第3項の規定では、「里道等の管理又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること」が禁止になっている。

(オ) 審査請求人は、処分庁が災害の発生を懸念しているのであれば、開発行為により事業予定地周辺の安全性が高まることから、本行為は進めるべきものであり、かつ、事業予定地下流域において溢水が生じているという状況を看過している状況も踏まえると、処分庁の判断には過誤があるものと評さざるを得ないと主張している。

処分庁は、開発行為の実施による災害の発生を懸念していることから、本開発行為自体を進めるべきではないと考えている。現在も溢水が起きている状況で、青線への排水量が増加すれば、災害がより起きやすくなる状況になると判断し、原処分を行った。

(カ) 原処分には、信義則上の問題があると主張しているが、周辺住民の生命を守る義務があるため、原処分を行った。

イ 以上の理由により、審査請求の棄却を求める旨の主張をしている。

5 審理員意見書の要旨

(1) 本件における争点について

ア 審査請求人から提出された資料について

審査請求人が令和2年3月13日付けで提出した書類は、里道水路使用等許可申請書、位置図、利用計画図、構造図、公図の写し、現況写真及び排水計算書（以下「申請書等」という。）である。審査請求人が提出した申請書等は、規則第2条の規定の要件を満たしていることから、手続条例第37条の規定による届出の義務が履行されているため、手続上の瑕疵はないものと判断する。

イ 争点について

申請における手続上の瑕疵がないことから、申請に係る林地開発行為が処分庁の主張する「開発行為により災害の発生するおそれが高くなる」ということに結びつくものであるかどうかその可否を検討する。ただし、飽くまで当該行為は、岩手県知事が有する権限に基づき行われるものであるため、当該行為の正当性を検討するに当たっては、審査請求人の申請内容が技術基準に基づき設計されているものであるかどうかその確実性を確認するものであり、技術基準に意見を述べるものでないことを申し添える。

(2) 原処分の違法性又は不当性について

当該主張の是非に係る検討は、次のとおりである。

ア 洪水調整池容量に係る検討

(ア) 審査請求人から提出された資料に基づき、洪水調整池容量の検討及び確認を行った。

審査請求人が行った洪水調整池の必要性の検討（資料1）及び必要調整容量の検討（資料2）は、技術基準に基づくものである。これらは、太陽光発電施設設置後の流下能力が、開発前と同等の能力を維持させるために検討が行ったものである。洪水調整池の必要性の検討結果（資料1）から、開発後の30年確率洪水流量が安全に流下できない地点があったため、審査請求人が防災上洪水調整池を設計する必要があると判断したことが分かる。

(イ) 次に、開発後の30年確率洪水流量を安全に流下できない地点の流下能力に対応した洪水調整池からの許容放流量を算出している。検討の結果、30年確率洪水流量が安全に流下できない地点2箇所における許容放流量を算出し、許容放流量が一番小さい地点を最も必要調整量が大きくなる（調整が必要となる）地点として選定し、資料2において、

必要調整容量を検討している。

(ウ) 必要調整容量の算出に当たり、許容放流量に対応する降雨強度を算出している。当該降雨強度を算出するに当たり採用されている数値は、洪水調整池の集水区域 5.3 h a に対応したものである。流出係数は、改正後の技術基準に準拠したものであることから、当該降雨強度も改正後の技術基準に準拠していることが分かる。また、改正後の技術基準は令和 2 年 4 月 1 日施行のものであり、審査請求人が岩手県知事に対し林地開発行為に係る申請を行った日（令和 2 年 3 月 30 日）を踏まえると、林地開発行為に係る検討を行うに当たり、改正後の技術基準の内容も踏まえ、検討を行ったことが分かる。つまり、改正後の技術基準に基づき算出された各数値は、改正後の技術基準に準拠した数値であると言える。

(エ) 処分庁が「開発行為により事業地内の流出係数が 0.55 から 0.85 に増加する分、これまで地下浸透していた雨水まで表面化させ、洪水調整池に貯水し、青線に排水されることから、青線を流れる流量は増加することとなる。」と主張していることについて、その主張に誤りはないが、審査請求人の検討結果は、改正後の技術基準に準拠した流出係数により計算しているものであるから、開発行為に伴う影響を加味したものであり、災害の発生するおそれが高くなるという主張には必ずしも帰結しない。

(オ) 審査請求人は、「洪水流量が開発前に比べ、4 h a（事業予定地の面積）分だけ減少し、現状と比して、安全性が高まる」と主張しているが、林地開発における調整池の整備の目的は、開発予定地周辺における開発行為の影響を抑制し、開発前と同等の流下能力を保持させることであり、安全性が高まるという主張に帰結させることは難しい。しかしながら、洪水調整池の整備の目的に照らし合わせると、処分庁の「当該開発行為に伴う洪水調整池、排水施設等の整備により災害が発生するおそれが高まる」という主張は、現状大規模な災害が発生しているわけではないため、開発行為により、ただちに災害の発生するおそれが高まるとは言えない。

イ 事業予定地下流域で発生する溢水等の発生に対する見解について

事業予定地周辺は、岩手県が治山ダム及び土砂流出防備保安林を整備している場所であり、加えて処分庁は溢水等が発生した場合の修復及び整備を行っていることは、処分庁から提出された資料により分かる。つまり、事業予定地周辺が災害の発生しやすい地域であることは、否定できるものではないと解するため、行政による対応の不備であるとは言えない。

ウ 降雨量の増加について

処分庁は、近年降雨量及び想定外の災害の発生頻度が増加傾向にあり、災害復旧工事の認定となる規模の降雨が起きる蓋然性が高く、災害の発生が懸念されると主張している。これは、処分庁が提出した気象庁雨量データ、岩手県災害時気象資料（平成 28 年台風 10 号及び令和元年台風 19 号）及び雨量線図によれば、災害復旧工事の認定となる規模の降雨が発生し、災害の発生が懸念されている状況であることは否定できない。

エ 本審査請求に対する見解について

調整池容量は技術基準に準拠し計算されているため、開発行為により災害の発生するおそれが高くなるという主張には必ずしも帰結しない。また、処分庁から提出された資料により、事業予定地周辺は災害の発生しやすい地域であること及び今後災害復旧工事の認定

となる規模の降雨が発生し、災害の発生が懸念されている状況にあることは否定できないが、林地開発行為における調整池の整備の目的と照らし合わせると、当該行為により、ただちに災害の発生するおそれが高まるとは言えないため、原処分を取り消すことが望ましい。

(3) 審理員の結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、法第46条第1項の規定により、原処分は取り消されるべきである。

また、裁決に併せ、法第46条第2項第2号の規定により、本件申請を認可する旨の処分をすることが適当であるが、事業予定地周辺は、災害の発生しやすい地域であることは否定できるものではないため、審査請求人と処分庁は、申請のあった水路の使用等に関し、お互いの疑義の解消に向け、協議することが望ましい。

6 調査審議の結果

当審査会は、令和3年3月12日に審査庁から諮問を受け、令和3年4月9日に調査審議を行った。

7 当審査会の判断の理由

(1) 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものであると認められる。

(2) 審査会の判断について

ア 行政手続上の瑕疵について

審査請求人から提出された申請書類は、規則第2条及び手続条例第37条で規定される要件を満たしており、行政手続上の瑕疵はみられない。

イ 洪水調整池等に係る工事の内容の検討

(7) 技術基準には、林地開発行為を行う場合に必要とされる法面保護工、排水施設、洪水調整池等の基準を示している。

(イ) 審査請求人が処分庁に提出した資料を確認すると、排水施設、洪水調整池等の設計に当たっては、改正後の技術基準の内容も加味した設計を行っていることから、事業予定地周辺に対する開発行為の影響を踏まえた設計であることが分かる。

(ウ) 林地開発行為における調整池の整備の目的は、開発予定地周辺における開発行為の影響を抑制し、開発前と同等の流下能力を保持させることであるため、本目的と審査請求人の予定している開発行為の内容を照らし合わせると、審査請求人は防災上必要な対応を計画していること分かる。

(エ) 事業予定地内の土壌の浸食防止対策について、審査請求人が計画する植生マットの施工、播種等は、里道水路使用等許可申請が行われた時点の提出資料の内容から処分庁が判断できるものではないが、審理手続中に提出された資料及び審理員による口頭意見陳述が行われた際の主張から実施予定であることが分かる。

(オ) 法面保護工は、林地開発により発生した切土法面等について、自然環境を保全するために景観及び防災に配慮した施工を行うことを目的としたものであるため、事業予定地内の土壌の浸食防止対策は、技術基準に準拠し、必要とされる対応を計画していること

が分かる。

(カ) 以上により、審査請求人の予定している開発行為の内容は、技術基準に準拠したものであることが分かる。

ウ 事業予定地周辺における災害の発生のおそれについて

(ア) 処分庁の「事業予定地周辺は災害の発生しやすい地域である」という主張に係り、当該地域の災害防止に係る法律上の指定について確認すると、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第4条の規定による岩手県の基礎調査の結果、土石流が発生するおそれのある溪流があることが分かり、土砂災害防止法第7条で規定される土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び同法第9条で規定される土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）に指定されるおそれの高い区域が存在する地域であるということを確認した。

(イ) 警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあるため、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のことで、警戒区域に指定されると警戒避難体制の整備、ハザードマップの配布等が行われる。また、特別警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことで、特別警戒区域に指定されると特定開発行為の制限、建築物の構造規制及び建築物の移転等の勧告が行われる。

(ウ) 事業予定地の下部地域は、現時点で警戒区域及び特別警戒区域に指定されていないため、法律上の制限を受ける地域ではなく、かつ、開発行為が技術基準に準拠したものであることから、ただちに開発行為により災害の発生するおそれが高くなるという主張には帰結しない。しかし、岩手県の基礎調査結果により、土砂災害が発生した場合に事業予定地の下部地域の住民等の生命又は身体に危険又は著しい危険が生ずるおそれがあるということが判明していることから、処分庁が提出した資料の内容も踏まえると、処分庁の主張の全てを否定することはできない。

エ まとめ

審査請求人の予定している開発行為は、技術基準に準拠していることから、開発行為によりただちに災害の発生するおそれが高くなるという主張には帰結し得ない。一方で、事業予定地の下部地域が警戒区域及び特別警戒区域に指定されるおそれのある区域が存在する地域であることから、災害の発生が懸念される地域であるという処分庁の主張は否定できない。

以上のことから、第46条第1項の規定により、本件処分は取り消し、及び法第46条第2項第2号の規定により、審査庁は、裁決に併せ、本件申請を許可とする旨の言及をすべきであるが、事業予定地周辺の住民等の生命及び財産を守るため、本件申請を許可するに当たっては、防災上の懸念の解消に向け、協議を尽くした上で許可とすべきである。

8 付言

行政機関として、住民の生命及び財産を守ることが優先すべきことであるため、災害の発生により住民等の生命又は身体に危険又は著しい危険が生ずるおそれのある区域が存在する場合

には、条例の制定等により開発行為の制限等の住民の生命及び財産を守るために必要な措置を執ることが望ましい。

遠野市行政不服審査会

会長 荒 田 昌 典

委員 多 田 恵美子

委員 畠 山 信 秀